

会費について

個人 正会員 年会費 2,000 円/1 口+ご寄付 (10,000 円) のお願い

団体 正会員 年会費 50,000 円/1 口+ご寄付 (任意) のお願い

寄付に伴う税制上の優遇措置

●個人の場合

所得税と住民税の税額控除が選択可能となります。ただし、住民税は都道府県・市区町村によって扱いが異なるため、お住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

(東京都民であれば、住民税の 10% が控除対象となります)

・所得税の税額控除の算出方法

(年間の寄付金額 - 2,000 円) × 40%

・住民税 (東京都民の場合)

(年間の寄付金額 - 2,000 円) × 10%

例) 寄付金額 10,000 円の場合

所得税 (10,000 - 2,000) × 0.4 = 3,200 円

住民税 (10,000 - 1,000) × 0.1 = 800 円

控除額は計 4,000 円となります。

●企業法人の場合

認定 NPO 法人 (例: ICA) に対する寄附には別枠の損金算入限度額 (※特別損金算入限度額) が設けられているため、一般の NPO 法人への寄附と比較して経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した企業法人の法人税が軽減されます。

※損金算入限度額とは、企業法人の場合、下記の算式により求められた金額をいいます。(資本均等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

※ 企業法人正会員の会費は優遇措置の対象とはなりませんのでご注意ください。